

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を改正する法律案 概要

趣 旨

生活衛生関係営業^(※)をめぐる現状に鑑み、振興指針に定める事項の拡充、生活衛生関係営業への支援の充実等について定める

(※) 生活衛生関係営業…飲食店営業（①すし、②めん類、③中華料理、④カフェー・バー・キャバレー等、⑤料理店・待合等、⑥その他一般飲食）、⑦喫茶店営業、食肉販売業（⑧食鳥肉、⑨その他の食肉）、⑩氷雪販売業、⑪理容業、⑫美容業、⑬興行場営業、旅館業（⑭旅館・ホテル、⑮簡易宿所、⑯下宿）、⑰浴場業、⑱クリーニング業

振興指針に定める事項の拡充

振興指針(厚生労働大臣が策定)に定める事項として、次に掲げる事項を追加する

- ① 衛生施設その他の施設の整備改善
- ② 利用者・消費者の需要に対応した魅力ある役務・商品の創出
- ③ 役務・商品に係る情報の提供方法の改善

生活衛生関係営業への支援の充実

生活衛生関係営業を取り巻く状況を的確に踏まえた支援

国及び地方公共団体は、生活衛生関係営業を取り巻く状況を的確に踏まえつつ、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うものとする

先進的な取組に関する情報等の収集・提供

国及び地方公共団体は、生活衛生関係営業の振興についての先進的な取組に関する情報その他の情報の収集・提供を行うものとする

人材の確保・養成・資質の向上の支援

国及び地方公共団体は、生活衛生関係営業を担う人材の確保・養成・資質の向上の支援を行うものとする

新型コロナウイルス感染症等により経済的な影響を受けた営業者の支援

国は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が生活衛生関係営業の経営に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けた営業者を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする